

令和3年4月5日開催

箕輪町農業委員会第2回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年4月5日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

| | | |
|------|------|-------|
| 会長 | | 鈴木 健二 |
| 会長代理 | 議席1番 | 春日 初 |
| 委員 | 2番 | 金澤 博 |
| | 3番 | 倉田 孝子 |
| | 4番 | 唐澤 金実 |
| | 5番 | 唐澤 稔 |
| | 6番 | 藤田 久一 |
| | 7番 | 櫻井 克成 |
| | 8番 | 井口 雅文 |
| | 9番 | 藤森 英雄 |
| | 10番 | 原 美鈴 |
| | 11番 | 赤沼 好秋 |
| | 12番 | 唐澤 健二 |
| | 13番 | 小林 正俊 |
| | 14番 | 鈴木 健二 |
| | 15番 | 大槻 憲治 |
| | 16番 | 関 幹子 |
| | 17番 | 唐澤 俊秀 |
| | 18番 | 小野健一朗 |
| | 19番 | 小松 孝寿 |
| | 20番 | 唐澤 由寛 |
| | 21番 | 藤澤 昭二 |
| | 22番 | 上田 千志 |

4 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 高橋 英人 |
| 事務局次長 | 唐澤 智大 |
| 事務局 | 清水 益夫 |

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第5 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出について
- 日程第6 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

局 長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 改選後初の総会です。農業を取り巻く情勢は多々ありますが、よろしく願います。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第2回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

ここで、3月の経過報告をいたします。（別紙）

次 長 第37回総会を3月5日金曜日に開催しました。農地法第3条2件の審議案件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。第5条の転用審議案件8件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。

3月8日月曜日午後1時30分から伊那合同庁舎において、長野県農業委員会女

性協議会上伊那支部総会がありました。

3月15日月曜日午前9時から役場202会議室において農地相談を開催しました。

3月16日火曜日午前9時30分から役場202会議室においてあっせん会議、3月24日水曜日午後1時30分から役場202会議室において新任農業委員等研修会、3月25日木曜日午後1時から長野県自治会館において長野県農業会議第5回臨時総会が開催されました。

4月5日月曜日午前9時からコロナ対策により会長・会長代理・農地部長の3人で現地確認、同日午後1時30分から役場202会議室において4月の役員会を開催しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

3番 倉田孝子委員・4番 唐澤金実委員の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第5条の許可申請について説明いたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転申請です。

土地の所在は、〇〇番〇 地目「田」〇〇㎡。

太陽光発電施設の申請です。

譲受人は、再生可能エネルギーより収入を得ており、今回の申請地も荒廃地であったため所有者に話をしたところ売っていただける話になった為計画。

売買金額は、〇円。坪〇〇円になります。農地区分は、宅地、道路、水路に囲まれた生産性の低い農地、消極的2種農地で、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため転用もやむなしと判断。

2番目の案件です。贈与による所有権移転申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇㎡

貸駐車場の申請です。

譲受人は隣接地にて会社を経営している。申請地は譲受人の父と、土地所有者が親戚関係にあり永年使用貸借にて耕作していたが、今回土地所有者より贈与の話があり、会社営業自動車用の駐車場が必要であったため計画。

農地区分は、生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。位置的代替性もないため転用もやむなしと判断します。

3番目の案件です。使用貸借権による駐車場としての申請です。

土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇ほか3筆。事業計画者は隣接地で会社を経営。

事業所に倉庫はありますが経年劣化により新しい倉庫の建設を予定しているが、倉庫建て替えに伴い資材置場が不足するため隣接地を農振除外し資材置場として計画。今回、除外申請が許可となったため農地転用を計画。農地区分は、概ね10ha以上の一段の農地を形成した優良な営農条件を備えており、第1種農地に該当。集落に接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用はやむを得ないと判断しております。

4番目の案件です。使用貸借権設定による申請です。

土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇ほか1筆。

事業計画者は、自営で自動車整備を営んでいますが、事業所構内が手狭になり、機材、車両置場の確保が出来ず経営に支障をきたしていた。近隣で用地を探したが見つからず、事業所と離れているが父親所有の申請地を事業継承のため確保したい旨伝えたところ同意していただけたので、農振除外手続きを行っていたが、今回除外申請が許可となったため、申請をするもの。農地区分は、概ね10ha以上の一段の農地を形成した優良な営農条件を備えている、第1種農地になります。集落に接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。位置図は、13ページになります。

5番目の案件です。贈与による所有権移転申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇㎡です。

自動車修理工場としての計画です。

事業計画者は福祉車両を取り扱う自動車修理工場を経営しているが、ユーザーの拡大に伴い車両の展示場所が必要となった為、土地を探していた。

土地所有者は、事業計画者の妻の母親にあたり、計画を知り贈与する形で計画に賛同している。

農地区分は、概ね10ha以上の一段の農地を形成した優良な営農条件を備えている第1種農地に該当。集落に接続した形での計画であり、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと判断します。

6番目の案件です。売買による所有権移転による申請です。

売買価格は、坪〇〇円です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」 面積〇〇㎡ です。

駐車場用地の申請となります。

事業計画者は、申請地近くで看板制作工場を経営している。今回の計画地の隣接地を以前取得しているが、今回の計画地と併せて一体的に利用したいと考え計画。

今回の計画地では、4 t 車両 2 台分の駐車場及び荷物の乗卸場所としての計画。農地区分は、市街化近接区域内で概ね 1 0 ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。位置的代替性もないと判断します。

7 番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇m²
売買価格は、坪〇〇円です。
申請者は仕事の関係で移住が必要となり箕輪町の中で土地を探していた。
今回、景観や生活環境の面から計画地を取得して住宅を建てたいと考えている。
農地区分は、市街化近接区域内で概ね 1 0 ha 未満の農地。第 2 種農地に該当。
位置的代替性もないと判断します。

議案第 1 号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番案件、藤澤昭二委員。

藤澤委員 2 1 番藤澤です。事務局の説明のとおりです。

議 長 2 番案件、大槻博文委員の代わりに大槻憲治委員。

大槻委員 1 5 番大槻です。事務局の説明のとおりです。

議 長 3 番・4 案件は私、鈴木の案件です。事務局の説明のとおりです。
5 番案件は、日野正章委員の代わりに小野健一朗委員。

小野委員 1 8 番小野です。事務局の説明のとおりです。

議 長 6 番案件、藤田久一委員。

藤田委員 6 番藤田です。事務局の説明のとおりです。

議 長 7 番案件、藤森英雄委員。

藤森委員 9 番藤田です。事務局の説明のとおりです。

議 長 ただいま事務局及び地区の農業委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

総括表となります。

田12,046㎡ 畑38,743㎡ 計50,789㎡ であります。

次のページからは貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和3年4月7日から令和13年12月31日までの10年間となります。

その次のページは借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思えます。

議案第2号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。 議案第2号を採決いたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

最初のページは総括表となります。

田43,887.55㎡、畑43,909.36㎡ 計87,796.91㎡
次のページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第3号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第5 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出についてご説明いたします。

1つ目の案件です。

土地の表示は、〇〇地区〇〇番 地目「畑」面積〇〇㎡の内〇〇㎡

農機具収納施設1棟の届け出になります。

届出人は、〇〇にお住まいの〇〇さんです。

2つ目の案件です。

土地の表示は、東箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇㎡の内〇〇㎡

農機具収納施設1棟の届け出になります。

届出人は、〇〇にお住まいの〇〇さんです。

報告第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしく願います。

議長 報告第1号について。事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3号の3第1項の規定による届出についてご説明いたします。
相続により農地を取得した届出令和3年3月に届出があったものの内訳になります。
4件の届出がありました。相続を受けた方が町内の方が3件、町外の方が1件で
ございます。
複数筆の方もおりますので、担当地区の委員さんは確認をお願いします。
報告第3号の説明は以上になります。よろしく願います。

議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

藤森委員 相続について県外者が相続している案件がある。県外者では手入れができず荒廃
化を招いてしまうのでは。事務局もその点を考慮してほしい。

議長 他に発言はありますか。で報告第2号は聞きとどめてまいります。

日程第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。
貸し手と借り手の双方の合意により、利用権設定を解約した届出になります。
令和3年3月の受付分で9件の届出がありました。次期耕作につきましては、一
覧表のとおりになりますのでご確認をお願いいたします。次期耕作者が決まってい
ない方もおりますので、地区農業委員さんは、荒廃地にならないよう注意してい
ただきたいと思えます。
報告第3号の説明は以上になります。ご審議をよろしく願います。

議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。
日程第8 報告第4号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明い
たします。
公社からの売買です。今回買い手は、〇〇さん、〇〇さん です。
報告第4号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめてまいります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長 _____

3 番 _____

4 番 _____